

高齢者や主婦の被害が急増 催眠商法に注意

【事例】 高齢の母が日用品や食品の安売りを目当てに通っている店で、「目に効く」「膝に効く」と紹介された高額な健康食品を次々に購入している。返品できないか。

【アドバイス】 閉め切った会場に人を集めて安価な日用品や食品などを販売し、楽しい話や健康の話題で関心を引いて、高額な健康食品や布団などを契約させる催眠商法（SF 商法）の被害が増えています。当事者は支払総額が高額になっていることに気付きにくく、預貯金や生活費を使い果たしてしまう事例も見受けられます。個別に声をかけられて勧誘を受けたり、いつも通っている店の販売員と親しくなると断り

にくくなります。安易に会場に近づかないこと、勧誘されてもきっぱりと断ることが大切です。家族や周囲の人は、日ごろからコミュニケーションを取り、「見慣れない商品が置かれている」「お金に困った様子がある」などの変化がないか、見守りをお願いします。契約してしまっても8日以内であればクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間が経過した後も返品できる場合があります。早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】 同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

